

②個人住民税の普通徴収への切替理由書

指定番号 _____

事業者名 _____

項目	切替理由（下記6項目以外の理由は不可）	人数
A	総受給者数（専従者・乙欄・退職者を除いた合計）が2名以下	人
B	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	人
C	毎月の給与が少なく、税額が引けない（支払金額が93万円以下の場合のみ該当）	人
D	給与の支払期間が不定期	人
E	普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）	人
F	退職者・退職予定者（5月末日まで）	人
普通徴収合計人数		人

※重要

- 1 普通徴収とする場合は、個人給与支払報告書の摘要欄に必ず適応する項目（A～F）を記入してください。
- 2 摘要欄に項目（A～F）の記入がない場合は、特別徴収の取扱いとなります。
- 3 摘要欄に記載があっても切替理由に該当しないと判断された場合は、特別徴収の取扱いとなります。
- 4 個人や事業所の都合等では普通徴収は行えません。また、切替理由につきましても誤りのないよう確認してください。

半分に切り取ってお使いください

- 【注意点】
- ・他都道府県、他市区町村で普通徴収で認められている場合でも、地方税法321条の4において、各自治体（市区町村長）において指定すると定められているため、他自治体の徴収状況は切替理由としては該当しませんので、ご注意ください。
 - ・甲斐市で普通徴収への切替理由に該当しないと判断した場合、その旨各事業所へ随時連絡することは原則ございません。